



ねたきり高齢者等おむつ費助成事業

対 市内に住所を有し、常時おむつを使用している人のうち、ねたきり高齢者（満65歳以上）またはねたきり身体障害者で、前年分（1月～6月の購入分は前々年分）の所得税非課税世帯の人

※ねたきり高齢者、ねたきり身体障害者の基準は市の調査表に基づき判断

※特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設に入所の人または身体障害者日常生活用具（おむつ）給付事業の対象者は対象外

▶ **助成金額** 購入金額の3分の1
（月額上限5,000円）

▶ **申請期間** 購入月から6か月以内

▶ **必要書類** 印鑑、振込先通帳、領収書、身体障害者手帳など
（所持している人のみ）

申・問 福祉課

ひとり暮らしなどの高齢者への支援

在宅の高齢者の不安を解消するため、次の事業を実施しています。

対 市内に住所を有する65歳以上の一人暮らしの人などで日常生活に不安がある人

○緊急通報システム事業

内 電話回線を利用したシステムで、緊急事態発生時にボタンを押して通報します。通報を受信した市の委託業者が内容を迅速に判断し救急車出動の要請や、あらかじめ登録してある協力者への確認要請などを行います

▶ **利用者負担金** 月額300円（通話料金などは自己負担）

○テレフォンサービス事業

内 定期的に市から希望者宅へ電話をかけ、安否確認や日常生活の相談などに応じます

▶ **利用者負担金** 無料

○救急医療情報カプセル配付事業

内 本人の医療情報や緊急連絡先を記載した用紙をカプセルに封入し自宅に備えることで、急病などの緊急事態発生時に駆け付けた人が正確な情報を把握できます

※本人による医療情報の更新が随時必要

▶ **利用者負担金** 無料

申・問 福祉課または有明支所

お知らせ

「燃やせるごみ」の収集について

2月23日（木）は祝日のため収集しません。夜間収集を含め、翌24日（金）に代替収集します。ごみを出す場合は指定の場所へ出してください。

問 環境課

市県民税・国保税の申告

① 市役所 本庁舎 2B会議室

時 2月16日（木）～3月15日（水）

▶ **休日申告受付** 3月5日（日）のみ

※ 駐車は、線路下「大手浜駐車場」を利用してください

② 有明公民館

時 2月22日（水）～3月9日（木）

持 マイナンバーカードまたは、通知カードおよび本人確認書類（運転免許証や公的医療保険の被保険者証など）

※ 扶養親族などがいる方は、扶養親族などのマイナンバーの記載が必要です。また、障害者控除などの各種控除の適用を受けるには、毎年、申告が必要です

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申告書の提出は、出来るだけ郵送をお願いします

問 税務課

所得税の確定申告

時 2月16日（木）～3月15日（水）

※ 土・日曜、祝日を除く9時～16時

所 雲仙砂防管理センター（南下川尻町）

他 入場には、当日配付またはLINEアプリで事前発行する「入場整理券」が必要です

問 島原税務署（☎ 62-3281）

大学通信教育春期合同入学説明会

各大学、大学院、短期大学別の相談コーナーを設け、参加者は希望する大学の教職員から講義内容・学習方法・受講手続きなどを直接相談できます。

時 2月18日（土）11時～16時

※ 事前予約制・入場無料

所 エルガーラホール（福岡市中央区）

対 一般および高校生

問 公益財団法人私立大学通信教育協会
（☎ 03-3818-3870）

詳細は協会 WEB サイト ▶



募集

会計年度任用職員（一般事務など）の登録者

※ 現在の登録者も再登録が必要です

▶ **職 種** 一般事務（パソコンを利用した内部事務補助、書類整理、その他）

資 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない人

方 秘書人事課および有明支所に備え付けの会計年度任用職員任用候補者名簿登録申込書に自筆の履歴書（写真貼付）を添えて、秘書人事課へ申し込んでください

締 2月28日（火）

※ 受付期限後も随時募集

▶ **登録期間** 4月1日（土）～令和6年3月31日（日）（期間内での随時任用）

▶ **勤務時間** 9時～16時（6時間勤務、土・日曜、祝日は休み）

▶ **報 酬** 時給922円

問 秘書人事課

長崎県障害者スポーツ大会

本大会で優秀な成績を収めると、鹿児島県で開催される全国障害者スポーツ大会に出場できる可能性があります。

時 5月28日（日）

所 諫早市を中心とした各市

資 県内に居住し、原則として身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ満13歳以上（令和5年4月1日現在）の人

▶ **競技種目** 陸上、水泳、卓球（一般卓球・サウンドテーブルテニス）、アーチェリー、ボウリング、フライングディスク、ユニカール、ボッチャ

締 2月20日（月）

方 福祉課備え付けの申込書に必要事項を記入し、提出してください

問 福祉課

島原半島北部の野鳥観察会

冬の自然を楽しむために、カモなどの冬鳥を観察します。

時 2月18日（土）9時30分～16時

※ 平成新山ネイチャーセンターに集合

数 15人（先着順）

料 大人1,200円、小学生600円

持 お弁当、飲み物、防寒着、マスク

申・問 平成新山ネイチャーセンター

（☎ 63-6752）

国民年金

口座振替納付の前納申し込み

国民年金保険料の納付には、「2年前納」、「1年前納」、「半年前納」があり、まとめて納付することにより、保険料が割引になります。

また、保険料の前納方法には、「納付書」、「クレジットカード」、「口座振替」があり、口座振替にすると、さらに割引がありますので、お得な口座振替をご利用ください。

なお、「口座振替」および「クレジットカード」による前納を希望する人は、2月末までの申し込みが必要です。

諫早年金事務所出張相談

時 2月15日(水)、2月22日(水)、
3月22日(水)

所 市役所本庁舎 1A会議室

数 8人

方 相談開設日の2か月前～10日前までに市民窓口サービス課に予約してください(電話予約できます)

年金に関する問い合わせ先

諫早年金事務所 (☎ 0957-25-1662)

予約専用電話 (☎ 0570-05-4890)

または市民窓口サービス課

不用品コーナー

〇おゆずりください

犬・猫用ゲージ、体重計(体組成計)、通学用自転車、DVDプレーヤー、CDプレーヤー、レコードプレーヤー、ワープロ(シャープの書院)、パソコン(ノート型、NEC、Windows8対応)、テレビ(32型)、ベビーベッド、ベビー用沐浴バス、ベビー用のガーゼ素材のバスタオル、リクライニング車いす、中央高校女子制服、有明中学校の男子制服、他

〇おゆずりします

学習機の椅子、40リットル冷蔵庫、地球儀、製図板、藤長椅子、電子ピアノ、礼服ワンピースMサイズ、布団、雛飾り7段、他

問 市民相談センター・消費生活センター

その他の不用品情報▶



公民館・施設

クイズ・しまばらの実!

第1回高校生クイズ(無料)

時 3月21日(火)13時30分～

内 「高校生なら知っておきたい島原のこと」がテーマの早押しクイズ大会
対 市内に住所があるか、市内の高校に通う高校生で、同じ高校の2～3人1組で応募してください

方 島原市電子申請サービス

締 2月28日(火)

所・申・問 森岳公民館 (☎ 63-2242)

好みの香りでアロマスプレーを作ろう

アロマの基本と楽しみ方を学んだ後に、自分好みのアロマスプレーを作ります。アロマは様々な効果が期待できますので生活に取り入れてみましょう。

時 3月5日(日)10時～12時

対 女性

数 10人(先着順) 料 500円(材料費)

所・申・問 杉谷公民館 (☎ 63-2231)

ヨガで心と身体を癒し Happy Life を!

毎日を元気に過ごしたい。心と身体をリフレッシュしてみませんか。

時 2月22日(水)19時～

3月18日(土)10時～

数 10人(先着順)

料 無料(ヨガマットレンタル200円)

▶受付開始 2月6日(月)～

所・申・問 安中公民館 (☎ 63-2253)

恋するシネマ「きみの瞳が問いかけている」(映画上映会)

時 2月26日(日)10時～(123分)

所 有明総合文化会館 大ホール

数 200人(先着順)

料 無料(要整理券)

申・問 有明総合文化会館 (☎ 68-5800)

温水プール無料解放デー(全年齢対象)

時 2月5日(日)、12日(日)

10時～16時

※利用時間は1人1時間まで。16時以降の入水は、別途利用料金が必要

※小学3年生以下の児童の保護者は、一緒に入水しての監視必要

※小学4～6年生の児童の保護者は、プールサイドか入水しての監視必要

持 水着・水泳帽子・ゴーグル・タオル

問 島原市立温水プール (☎ 63-4314)

精神保健福祉健康相談・子どもの心相談

「眠れない」「気分の落ち込みが続く」「薬物・アルコール・ギャンブル・ゲームなどをやめられない」「思春期特有の悩みなのか病気なのか判断できない」などの症状のある人やご家族の相談を受け付けています。お気軽にお問い合わせ下さい。

▶相談日

○精神科医師による相談

※予約制(随時受付可)

・2月 毎週火曜日14時～17時

・3月 毎週木曜日14時～17時

○保健所職員(保健師、作業療法士)による相談

月～金曜日9時～17時(祝日を除く)

所・申・問 県南保健所 (☎ 62-3289)

猫によるご近所トラブルについて

市内で、ふん尿やごみ荒らし、鳴き声など、猫によるご近所トラブルが増えています。

トラブルの多くはノラ猫が増えたことが原因です。「かわいいから」、「かわいそうだから」といった個人的・感情的な理由で安易にノラ猫へエサやりを続けると、数が増えてしまい近隣住民の迷惑になるばかりでなく、飢えたり、車に轢かれたりするなど不幸な命を増やすことになります。

○ノラ猫へのエサやりはやめましょう。

エサやりにより、猫がその場所に居つくと、ふん尿やいたずらで近隣トラブルにつながります。また、猫は1回に3～6匹の子猫を産みますので、思ったより短い期間で数が増えてしまいます。

○飼い猫は室内で飼育しましょう。

近隣にふん尿などの迷惑をかけることもありませんし、交通事故や病気から守ることもできます。

○避妊・去勢手術を受けさせましょう。

飼い猫は、管理できる頭数を飼うようにし、今以上に増えないようにオス、メスを問わず避妊去勢手術を受けさせましょう。

○捨て猫は犯罪になります。(動物愛護管理法違反)

飼うと決めた猫を安易に捨てることは絶対にしないでください。

問 環境課

